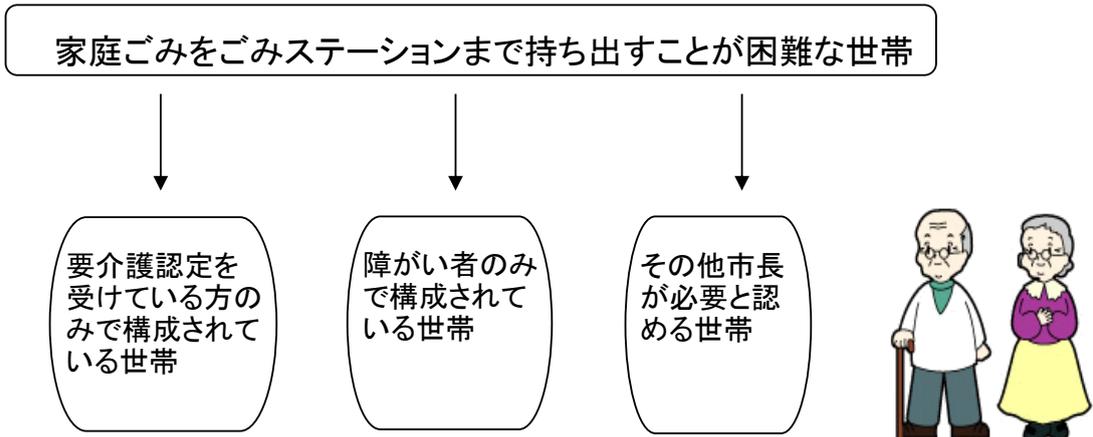


ふれあい収集

平成19年1月15日より家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な方を対象に、「声掛け」を行い安否確認をしながらごみを戸別収集する事業(ふれあい収集)を実施しています。

☆ふれあい収集事業対象者☆



* イラストはイメージです

* 注意 *

同居する家族がごみを出すことができる方や、ご近所、ご親族、ホームヘルパーやボランティア等の協力でごみ出しが可能な方は、対象となりません。また、特別養護老人ホーム等の福祉施設に入居している場合も対象となりません。

☆収集するごみ☆

①可燃ごみ → (生ごみ) ※阪南市指定袋

②資源ごみ

空缶・空ビン
ペットボトル
プラスチック製容器包装
紙製容器包装類(ダンボール・新聞)
古着・古布



☆申し込み方法【申請方法】☆

- ① 上記の要件に該当し、ふれあい収集を希望される方はご親族、ケアマネージャー、ホームヘルパーなど介護に携わる方や、民生委員などを通じて資源対策課へ申請してください。
- ② 申し込み後、職員がご本人宅を訪問し面談をおこない、介護に携わる方や民生委員など立会いのもと、収集方法を決定します。

お問い合わせ先

市民部 資源対策課
電話 483-5876
FAX 483-8856